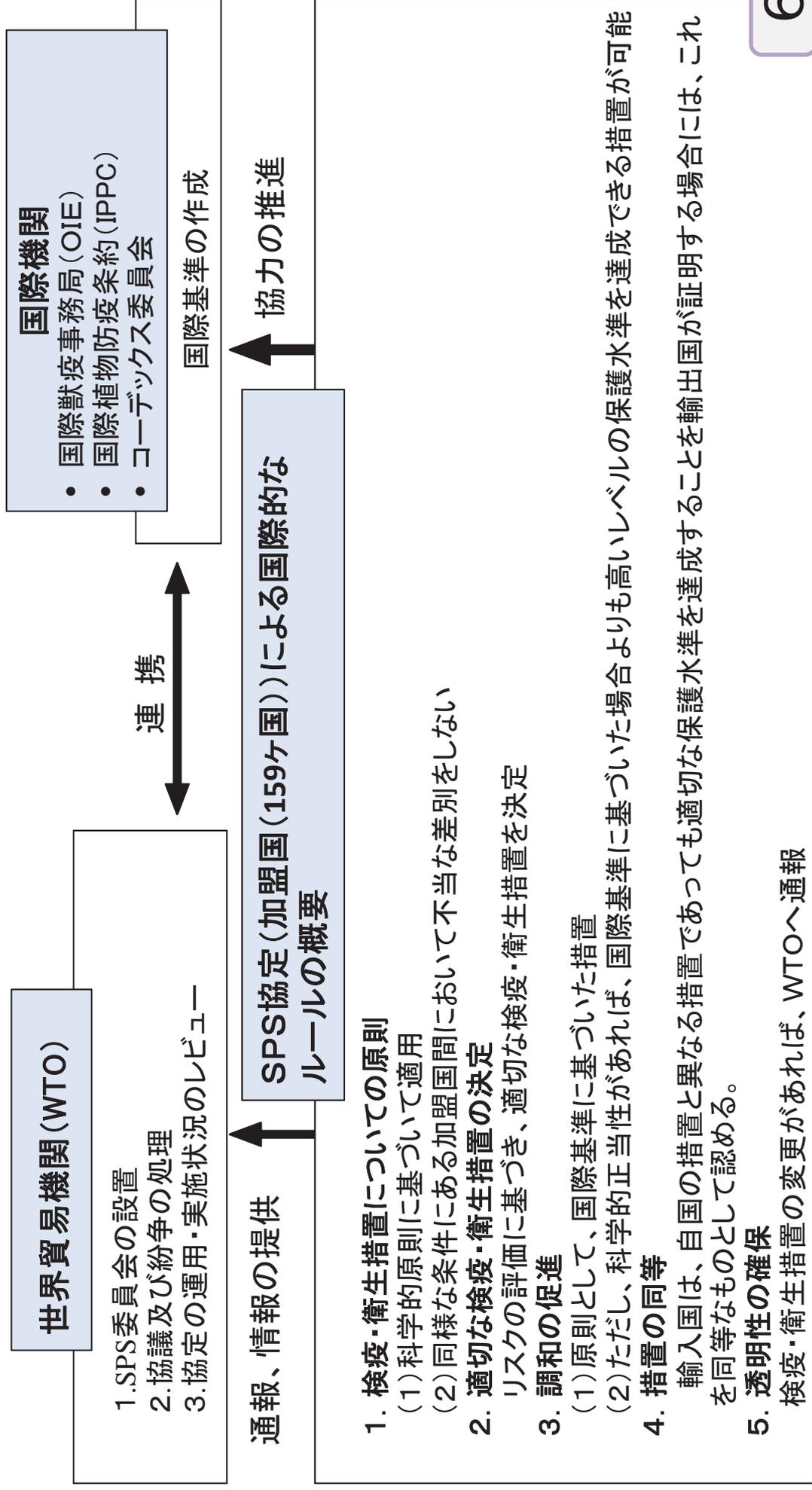


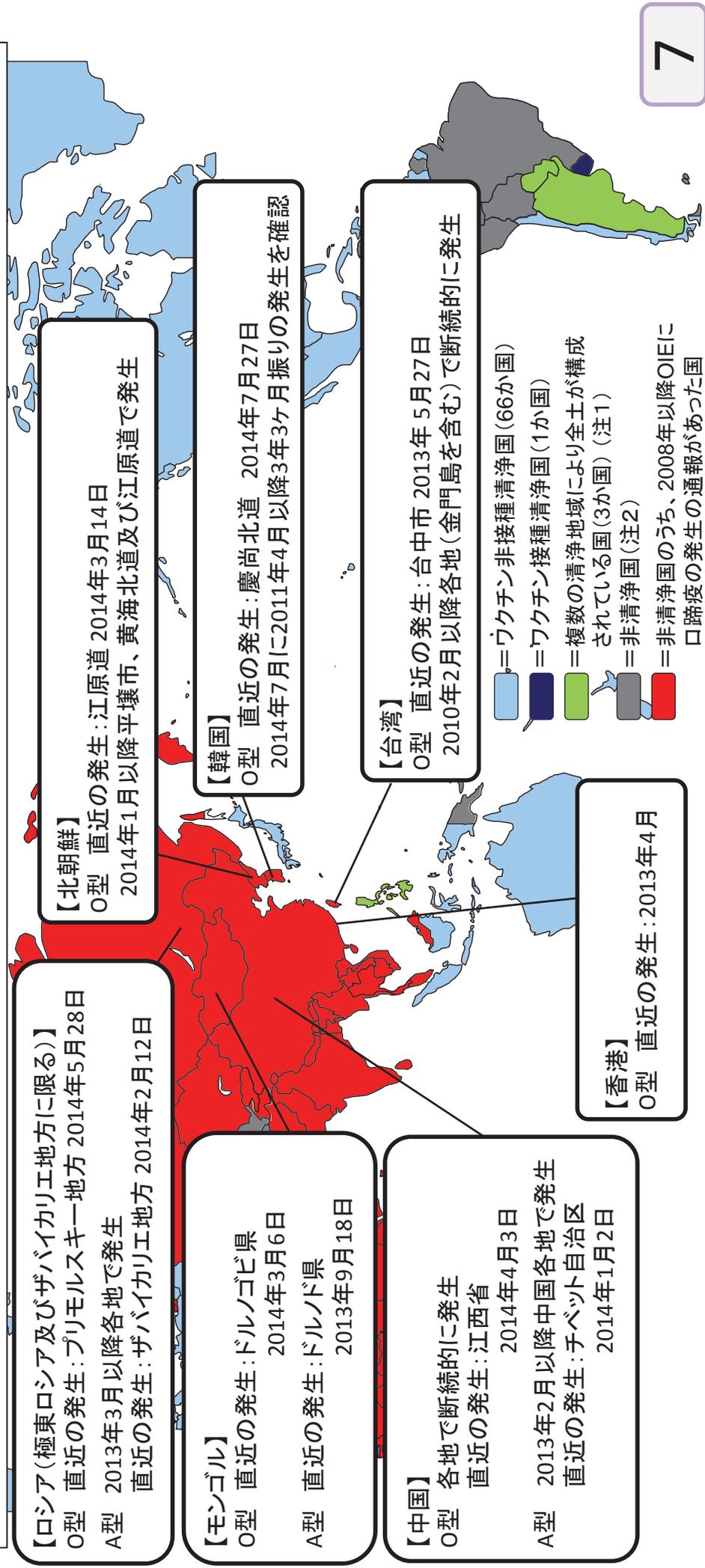
動植物検疫制度に関する国際的ルール(WTO/SPS協定)

- 動植物検疫措置は、WTO/SPS協定に基づき、国際的なルールに沿って実施することが原則。
 (SPS協定:衛生植物検疫措置の適用に関する協定)
 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)



近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- ・ 本病は中国、台湾等の近隣アジア諸国で断続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- ・ 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。



7

2014年8月4日現在

注1 国の全土が、ワクチン接種清浄地域又はワクチン非接種清浄地域により構成されている。①フィリピン:5つのワクチン非接種清浄地域。②アルゼンチン:2つのワクチン非接種清浄地域と2つのワクチン接種清浄地域。③パラグアイ:2つのワクチン接種清浄地域。
 注2 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域/ワクチン接種清浄地域を含む国を含む。

